

地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物およびそれに収容される家財（生活用動産）を対象とする火災保険（注）に、セットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の中途から地震保険を契約することもできます。なお、警戒宣言^{*}が発せられた場合、契約できなくなる地域があります。

※詳しくは用語の解説（P42）をご覧ください。

補償される損害

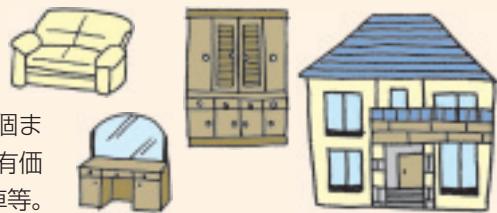
地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害

- ・火災保険では、①地震等による火災（およびその延焼、拡大損害）によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。



保険の対象

居住の用に供する建物および家財（生活用動産）



以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券（小切手、株券、商品券等）、預貯金証書、印紙、切手、自動車等。

保険期間

短期、1年または長期（2年～5年）

保険金額

火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円（注）、家財は1,000万円が限度です。

（注）火災保険

普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険、積立火災保険、積立火災総合保険、積立生活総合保険、店舗総合保険等

（注）マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

保険金の支払

地震保険では、保険の対象である建物または家財が全損、半損または一部損となったときに保険金が支払われます。

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建物・家財	全損	保険金額の100%〔時価(※)が限度〕
	半損	保険金額の50%〔時価の50%が限度〕
	一部損	保険金額の5%〔時価の5%が限度〕



損害の認定基準

「全損」「半損」「一部損」とは、次の場合をいいます。

損害の程度	建 物		家 財
	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上
半 損	建物の時価の 20%以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財の時価の 30%以上80%未満
一 部 損	建物の時価の 3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面 から45cmを超える浸水を受け 損害が生じた場合で、全損 ・半損に至らない場合	家財の時価の 10%以上30%未満

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震の発生日から10日以上経過後に生じた損害
- 地震等の際の紛失・盗難の場合

保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額(※)は、平成20年4月に改定され、5兆5,000億円となっています。(なお、平成21年4月に、当社、損害保険会社および政府の責任限度額や責任負担の方法が改定されています。詳細はP20をご覧下さい。)

支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができることになっています。

※時価

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

※総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等により政府および民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは当社、損害保険会社および政府の保険責任(P20)、用語の解説(P43)をご覧ください。

保険料率

地震保険料率は、「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、損害保険料率算出機構が算出しており、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費および代理店手数料等に充てられる部分である「付加保険料率」から構成されています。

地震保険料率=純保険料率+付加保険料率

「純保険料率」は、政府の機関である地震調査研究推進本部が「確率論的地震動予測地図」を作成する際に使われた、今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震（震源数：約73万震源モデル）を対象として算出しています。

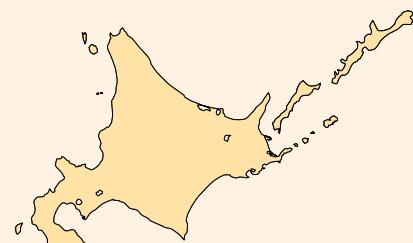
実際に適用される保険料率は、保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造別、所在地別に定めている基本料率に、耐震性能に応じた割引率（所定の確認資料が必要です。）を乗じることにより計算します。

基本料率(建物、家財とも)

基本料率は保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造、所在地により決定します。

保険金額1,000円あたり保険期間1年につき (単位：円)

都道府県	構 造	イ構造*	口構造*
岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	0.50	1.00	
北海道、青森県、宮城県、新潟県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、大分県、宮崎県、沖縄県	0.65	1.27	
香川県	0.65	1.56	
茨城県、山梨県、愛媛県	0.91		1.88
埼玉県、大阪府	1.05		
徳島県、高知県	0.91	2.15	
千葉県、愛知県、三重県、和歌山県	1.69	3.06	
東京都、神奈川県、静岡県			3.13



※セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。
イ構造→火災保険の構造がA・B構造または特・1・2級構造の場合
(主として鉄骨・コンクリート造の建物)
口構造→火災保険の構造がC・D構造または3・4級構造の場合
(主として木造の建物)

地震調査研究推進本部についてはP11をご覧ください。

割引率

以下の(イ)・(ロ)・(ハ)・(二)の場合に、前頁の**基本料率が割り引かれます**。ただし、重複適用はできません。なお、割引の適用を行うためには、所定の確認資料が必要となります。

(イ) 免震建築物割引

法律にもとづき定められた**免震建築物**（※）である建物およびその建物に収容された家財

割引率	30%
-----	-----

(ロ) 耐震等級割引率

法律にもとづき定められた**耐震等級**（※）に該当する建物およびその建物に収容された家財

耐震等級	1	2	3
割引率	10%	20%	30%

(ハ) 耐震診断割引

耐震診断または耐震改修の結果、法律の規定と同等の**耐震性能を有すること**（※）が確認できた建物およびその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

(二) 建築年割引率

昭和56年6月以降に新築された建物およびその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

※免震建築物

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項により免震建築物であると評価された建築物を指します。

※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである**耐震等級**（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊しない程度

※耐震性能を有すること

建築基準法に定める現行耐震基準に適合することを指します。

長期契約の料率

長期契約(2年～5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約)の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

期間	2年	3年	4年	5年
係数	1.90	2.75	3.60	4.45

保険料計算例

所在地：兵庫県、建物構造：口構造（木造）、建築年月：平成12年1月の建物の場合
主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財600万円

1. 地震保険の保険金額を決定：ここでは、付保割合（※）を50%とします。
建物の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50% = 1,000万円
家財の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50% = 300万円
2. 保険料率を確認：兵庫県の口構造の基本料率→1.27
3. 割引率の確認：昭和56年6月以降新築→建築年割引を適用し、割引率は10%

建物

$$\text{地震保険料の計算} : 10,000\text{千円} \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 11,400\text{円}$$

家財

$$\text{地震保険料の計算} : 3,000\text{千円} \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 3,420\text{円}$$

地震保険料控除制度

平成19年1月から地震保険料控除が創設されています。地震保険の払込保険料に応じて、一定の額（所得税は最高5万円、個人住民税は最高2万5千円）がその年の契約者（保険料負担者）の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

※経過処置として以下の要件を満たす一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができます。

- (1) 平成18年12月31日までに締結した契約（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く）
- (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- (3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

ただし、ある一つの損害保険契約等又はある一つの長期損害保険契約等が、地震保険契約と一定の長期損害保険契約のいずれにも該当する場合には、納税者の選択によりいずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

※付保割合

火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30～50%の範囲内で設定することとなっています。

【参考】警戒宣言が発令されたとき

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令されたときは、同法で指定する東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険（新規・増額）はお引き受けできません（前年同条件での更改契約を除く）。

東海地震に係る地震防災対策強化地域（平成21年4月1日現在）



再保険のしくみ

巨大地震等が発生した場合、多額の保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の支払能力には限度がありますので、**再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度**となっています。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余の責任額を負担しています。

損害保険会社から当社への再保険【地震保険再保険特約(A)】…A特約

日本国内で営業している損害保険各社と当社との間で再保険特約を締結しており、この再保険特約によって損害保険会社は「地震保険に関する法律」にもとづいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額をもれなく当社に再保険し、当社は拒否することなくこれを引き受けることが定められています。

当社から損害保険会社への再々保険【地震保険再保険特約(B)】…B特約

当社は、損害保険会社と個別に再保険特約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうちの一部を損害保険会社に再々保険しています。損害保険各社の引き受け割合は、地震保険の危険準備金残高などに応じて決められています。

当社から政府への再々保険【地震保険超過損害額再保険契約】…C契約

当社は、政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に再々保険しています。

保険金支払いのしくみ

地震等によって損害が生じたときは、契約者が損害保険会社へ保険金の請求をした後、損害保険会社は契約者へ保険金を支払います。

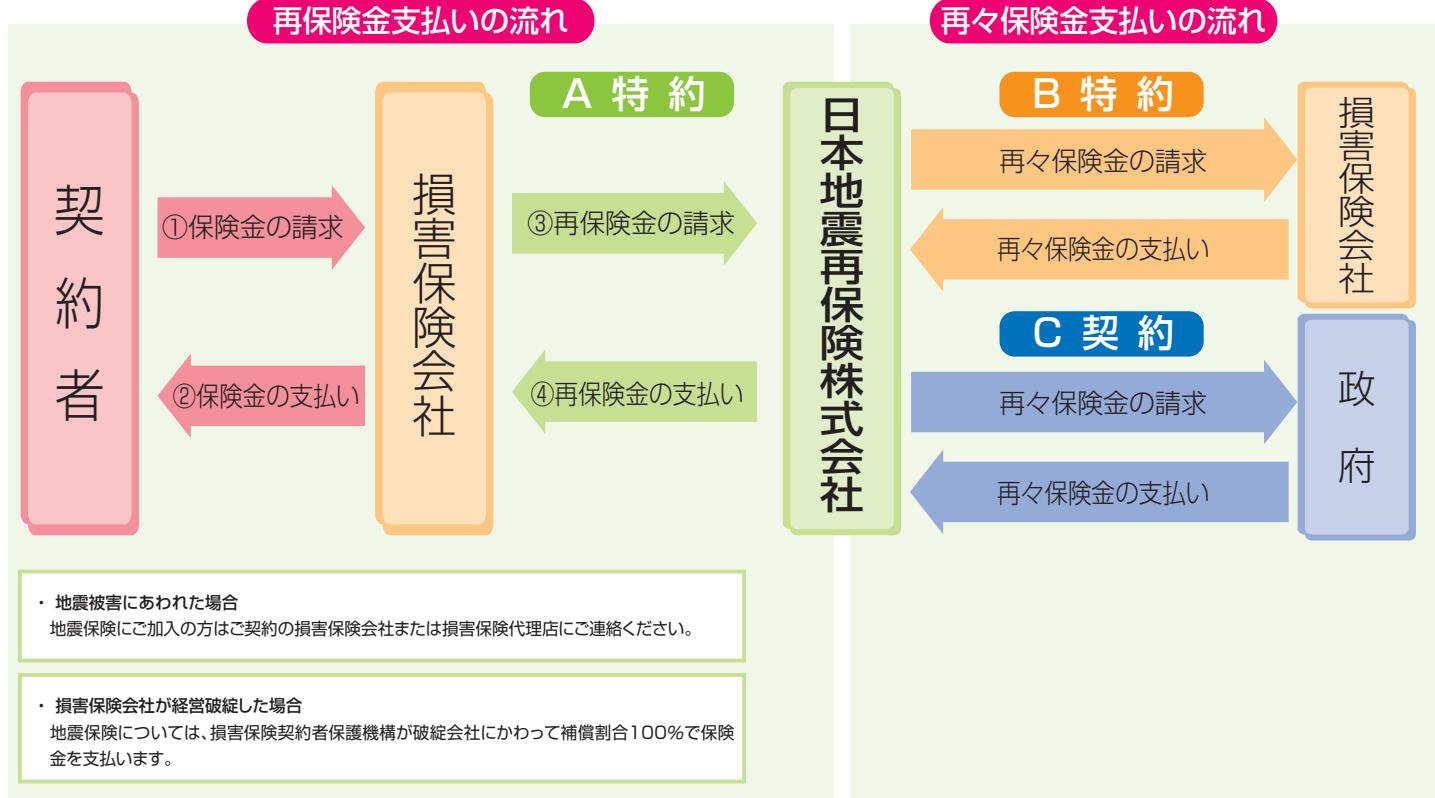
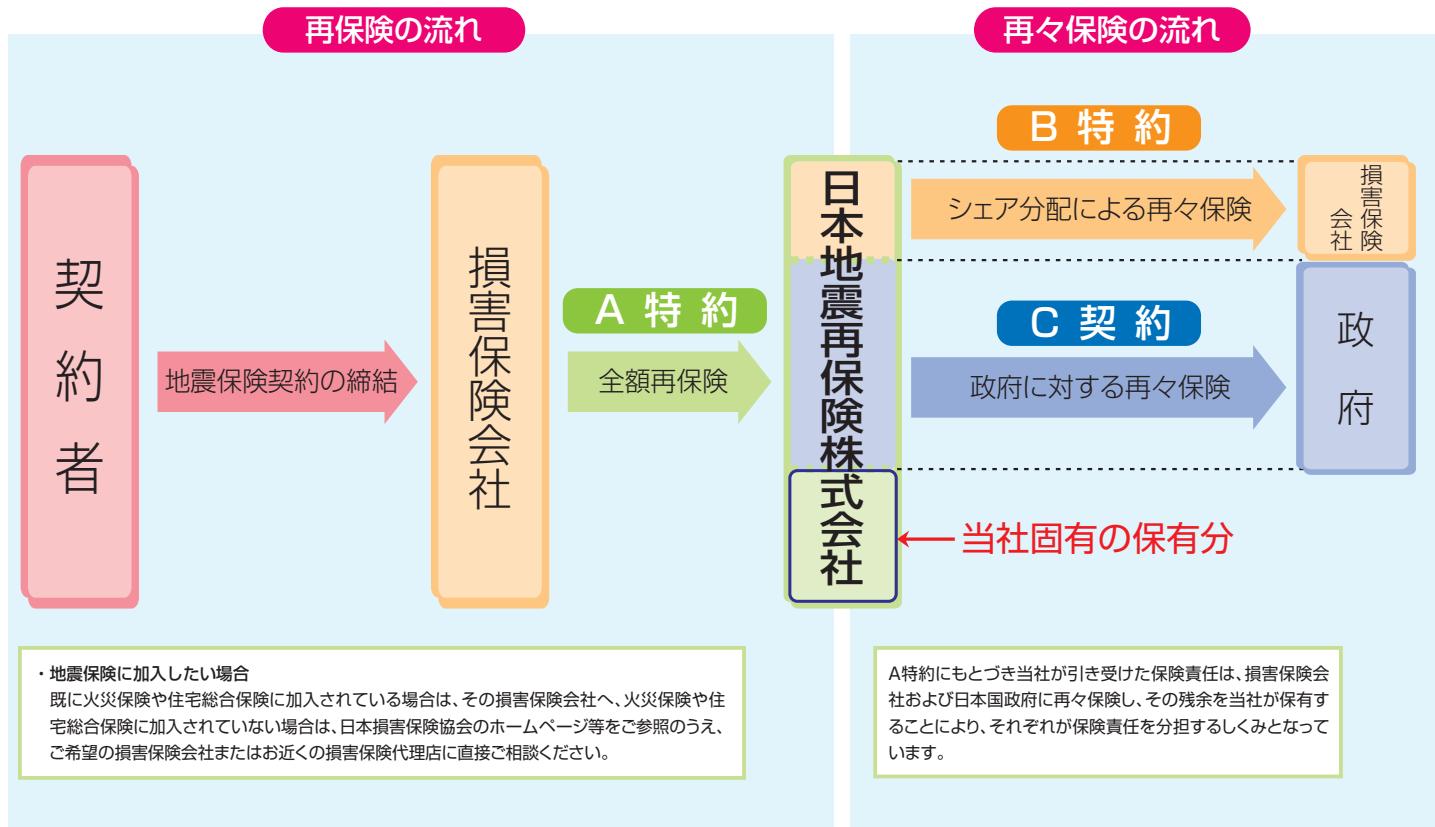
契約者へ保険金を支払った損害保険会社は、その支払った保険金の全額を再保険金として当社へ請求し、当社は損害保険会社へ再保険金を全額支払います。

したがって、当社の再保険金の支払額は、損害保険会社より契約者に支払った保険金と同額となります。



地震保険制度発足以来の再保険金支払額についてはP22をご覧下さい。

地震保険再保険の流れ



当社、損害保険会社および政府の保険責任

当社、損害保険会社および政府それぞれの責任限度額^{*}や責任負担の方法を簡単に図示したものが再保険スキームです。

平成21年4月1日に以下のとおり改定されました。

負担方法(再保険スキーム)



責任限度額

当 社	6,056 億円
損 害 保 険 会 社	5,931.5億円
政 府	4兆3,012.5億円
合計(保険金総支払限度額)	5兆5,000 億円

平成20年度末での当社、損害保険会社の危険準備金および政府責任準備金の残高

契約者が支払った保険料のうち純保険料部分を将来発生する地震の保険金支払いに備えて、当社、損害保険会社は地震保険危険準備金として積み立て、政府は地震再保険特別会計における政府責任準備金として積み立てることが、法令で義務付けられています。

地震が発生し損害が生じれば、再保険スキームに定めた責任負担に応じてそれぞれ積み立てた中から取り崩して保険金をお支払いします。

当 社	4,600億円
損 害 保 険 会 社	4,973億円
政 府	1兆2,040億円
合 計	2兆1,103億円

- (注) 1. 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。
2. 政府責任準備金については、平成20年度決算が国会で承認された時点での確定値となります。

当社、損害保険会社および政府の負担額の具体例

例えば、1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

(単位：億円)

負担者	支払保険金 1,150億円までの部分	1,150億円を超え 19,250億円までの部分	19,250億円を超え 2兆円までの部分	負担額合計
当 社	1,150	4,012	—	5,162
損 害 保 険 会 社	—	5,038	37.5	5,075.5
政 府	—	9,050	712.5	9,762.5
合 計	1,150	18,100	750	20,000

地震保険契約都道府県別世帯加入率

(平成21年3月31日現在)

都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) (%)	都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) (%)
北海道	2,618	507	3,841,129	19.38	滋賀	496	89	777,903	18.07
青森	565	78	563,290	13.93	京都	1,096	203	1,761,193	18.58
岩手	499	58	476,483	11.63	大阪	3,821	919	7,457,770	24.06
宮城	891	277	2,348,734	31.17	兵庫	2,293	409	3,492,482	17.85
秋田	416	46	372,310	11.24	奈良	545	111	1,013,197	20.49
山形	395	44	378,422	11.33	和歌山	423	81	699,441	19.37
福島	740	101	847,921	13.69	鳥取	224	35	313,176	16.03
茨城	1,093	201	1,704,219	18.44	島根	273	29	268,658	10.92
栃木	740	120	1,052,206	16.31	岡山	766	122	1,035,107	16.03
群馬	752	89	748,974	11.85	広島	1,209	292	2,449,995	24.19
埼玉	2,827	655	5,237,420	23.20	山口	637	105	938,641	16.62
千葉	2,498	674	5,496,188	27.02	徳島	316	68	606,176	21.56
東京	6,160	1,842	15,063,799	29.90	香川	404	93	850,790	23.00
神奈川	3,832	1,086	8,803,374	28.34	愛媛	622	113	1,002,203	18.25
新潟	837	132	1,106,876	15.80	高知	347	71	597,837	20.62
富山	382	48	493,296	12.69	福岡	2,129	538	4,476,737	25.31
石川	435	77	633,831	17.72	佐賀	305	38	338,027	12.63
福井	269	44	442,351	16.38	長崎	606	57	468,760	9.44
山梨	330	77	757,284	23.41	熊本	718	155	1,338,699	21.59
長野	804	91	926,788	11.38	大分	500	80	726,594	16.12
岐阜	732	188	1,557,724	25.75	宮崎	493	93	739,909	18.94
静岡	1,413	339	2,999,929	24.04	鹿児島	778	153	1,139,297	19.75
愛知	2,822	969	8,004,094	34.35	沖縄	541	48	438,525	9.05
三重	710	169	1,392,849	23.88	全国計	52,324	11,841	98,180,634	22.63

(注) 1.世帯数は、平成21年3月末現在の数字が未確定のため、平成20年3月末現在の統計である。

2.地震保険件数・保険金額および付帯率は、損害保険料率算出機構統計による。

付帯率(※) 44.0

(※)付帯率は、平成19年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に対する地震保険契約が付帯されている割合である。

大きな地震災害が想定される地域の世帯加入率

(平成21年3月31日現在)

地 震 名	世帯数(A) (千世帯)	件 数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) (%)	今後30年以内に 発生する確率
関東大地震	23,277	6,149	50,794,282	26.42	ほぼ0%～1%
首都直下地震	16,412	4,460	36,305,002	27.18	70%程度
東海地震	22,134	6,095	50,239,455	27.54	87%（参考値）
東南海地震	21,003	5,313	44,062,325	25.30	60%～70%程度
南海地震	28,656	6,886	57,291,172	24.03	50%～60%程度

関東大地震（1都10県）：東京、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡、茨城、栃木、群馬、長野、愛知

首都直下地震（1都4県）：東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城

東海地震（1都9県）：東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、埼玉、千葉、長野

東南海地震（2府11県）：静岡、愛知、三重、大阪、奈良、和歌山、岐阜、滋賀、京都、兵庫、千葉、神奈川、徳島

南海地震（2府21県）：三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、京都、広島、山口、大分、宮崎、

千葉、神奈川、静岡、愛知、島根、福岡、熊本、鹿児島

(注) 1.損害保険料率算出機構の直近被害想定にもとづく、主な被災都府県を対象として当社で作成。

2.今後30年内に発生する確率は政府の地震調査研究会推進本部の「平成21年（2009年）1月1日を基準日として算定した地震の発生確率値」による。

首都直下地震の確率は南関東のM7程度の地震の確率とした。

平成20年度 再保険金の支払状況

平成20年度の再保険金支払額は、平成20年岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部を震源とする地震の再保険金を中心に15,678件（保険証券の件数ベース）、9,350百万円となりました。主な地震の支払状況は以下のとおりです。

地 震 名 等	発 生 日	マグニチュード	支払契約件数 (件数)	支払再保険金 (百万円)
1 平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月14日	7.2	7,602	5,189
2 岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年 7月24日	6.8	7,267	3,719
3 平成19年新潟県中越沖地震	平成19年 7月16日	6.8	223	117
その他の地震	—	—	586	323
平成20年度支払再保険金合計	—	—	15,678	9,350

再保険金支払額上位10地震等

地震保険制度発足以来、再保険金支払額が多かった上位10地震等については以下のとおりです。

(平成21年3月31日現在)

地 震 名 等	発 生 日	マグニチュード	支払契約件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
1 平成7年兵庫県南部地震	平成 7年 1月17日	7.3	65,427	78,346
2 平成13年芸予地震	平成13年 3月24日	6.7	24,446	16,938
3 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月20日	7.0	21,934	16,874
4 平成16年新潟県中越地震	平成16年10月23日	6.8	12,590	14,885
5 平成19年新潟県中越沖地震	平成19年 7月16日	6.8	7,775	8,176
6 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月20日	5.8	11,259	6,378
7 平成15年十勝沖地震	平成15年 9月26日	8.0	10,537	5,979
8 平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月14日	7.2	7,602	5,189
9 岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年 7月24日	6.8	7,267	3,719
10 平成12年鳥取県西部地震	平成12年10月 6日	7.3	4,078	2,868

(注)「平成7年兵庫県南部地震」は、78,346百万円の支払となりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。

当社で過去にお支払いした再保険金の上位10地震等の震源地およびマグニチュードは、下図のとおりの分布となっております。地震名に記載の番号は、支払額の順位です。
また、参考までに、政府の地震調査研究推進本部が発表した南関東のM7程度の地震および東海地震、東南海地震、南海地震の震源域と今後30年以内の発生確率を併記します。

